

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和二年度における特例措置）

9 令和二年五月一日から同年七月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額にそれぞれ十万円を加えて得た額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。